

平成30～32年度 国営飛鳥歴史公園 植物管理工事その1

特記仕様書

第1編 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、『公園管理工事及び業務共通仕様書』(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、一般財団法人 公園財団 飛鳥管理センターが発注する平成30～32年度 国営飛鳥歴史公園 植物管理工事その1(以下「工事」という。)の施工に適用する。

第2条 着手前の書類等照査

- ① 請負者は、履行着手前に「設計図書」、「特記仕様書」、「公園管理工事及び業務共通仕様書(案)」(以下「共通仕様書」という)並びに現地を十分に照査し、公園管理工事の特性を踏まえ、管理効果の上がるよう施工しなければならない。また明示なきもの又は疑義の生じた事項については、飛鳥管理センター監督職員(以下「監督職員」という。)と協議し、その指示に従うものとする。
- ② 請負者は、履行着手前に現地精査をおこなうこと。必要に応じて測量をおこなうこと。測量場所、範囲については事前に調査職員と調整すること。

第3条 数量変更の確認資料

設計図書または監督職員が指示した施工数量が現場に合致していない場合、数量変更についての確認資料は請負者が作成し、監督職員の指示する期日までに提出すること。

第4条 調査等への協力

請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査、試験等に対して、監督職員の指示によりこれに協力すること。

第5条 提出書類

請負者は別表1に示す書類を指定期日までに提出すること。

1. 施工計画書……………契約締結日より7日以内
2. 実施工程表……………契約締結日より7日以内(予定工程を記入し、1ヶ月毎に実施工程を記入し、翌月の5日までに提出すること。)
3. 工事日報……………雑工等において作業翌日に提出すること。
4. 工事報告書……………1ヶ月毎に出来形を記入し、翌月5日までに提出すること。
5. 工事打合簿……………随時確認のうえ提出すること。
6. 施工・材料確認書…施工確認時に提出すること。
7. 出来形数量計算書…その都度、提出すること。
8. 出来形完成図……………工事完了後直ちに提出すること。
9. 工事記録写真……………原則として各工種について、施工前・中・後と作業順序に従い内容の把握できるように整理して提出すること。また指示事項についてはその都度撮影すること。  
黒板には、施工日を必ず入れ、撮影すること。  
また、写真は作業毎にとること。
10. 植物性廃棄物発生量報告書…翌月の5日までに提出すること。
11. 支給品確認書……………翌月の5日までに提出すること。
12. 安全訓練報告書……………翌月の5日までに提出すること。
13. その他監督員の指示するもの

第6条 施工体制

本工事の施工期間中は、1級造園施工管理技士もしくは管理技術者を常駐させること。

## 第7条 施工体制台帳等

- ① 請負者は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第24条の7に準じた施工体制台帳に係る書類を作成し工事着手までに主任監督員に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合はそのつど提出しなければならない。
- ② 請負者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお点検員は当該工事の監督職員とする。

## 第8条 施工管理

- ① 本工事の施工管理は施工管理基準に基づき行うこと。
- ② 工事期間中に追加植栽及び移植等が生じた場合はその都度、基礎数量の増減等を監督職員に報告すること。
- ③ 工期末においては、基礎数量の相殺記録を整理し基礎数量台帳の修正に必要な資料、図面等を提出すること。
- ④ 出来形確認において、実測をもって確認する場合がある。
- ⑤ 施工範囲内に構造物や樹木等控除すべき対象物があれば測量の上、控除すること。

## 第9条 作業現場のイメージアップ

請負者は作業員の服装、及び使用する作業用機械、器具、車両等について、公園利用者に対して不快感を与えないようイメージアップを図ること。

## 第10条 安全管理

- ① 請負者は常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、請負者の責任において常に公園全体の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合速やかに監督職員に報告しその指示に従うものとする。安全管理には十分注意し施工する。
- ② 公園内での車両の運転については、公園利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小限にとどめ、持ち込んだ場合は公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

## 第11条 サービス全般

- ① 請負者は全ての作業員が公園利用者に対する簡易な利用案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
- ② 主任担当者、主任技術者、監理技術者及び下請負者を含めた全ての作業員について、監督職員の指定する名札を作成し着用すること。

# 第2編 植物管理

## 第1章 植物管理全般

### 第12条 施工上の注意

請負者は植物管理の施工にあたり明日香村全体の景観と調和した景観構成を目指さなければならない。

## 第2章 芝生管理

### 第13条 芝刈(1)

- ① ハンドガイド式芝刈機により刈り取ること。
- ② 刈り高については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 施工前に監督職員から刈り高についての試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ④ 刈り回数は天候と芝生の生育状況により変更する。
- ⑤ 刈り取った茎葉は、監督職員の指定する箇所に運搬処分すること。
- ⑥ 施工後には監督職員による立会検査を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

第14条 芝刈(2)

- ① ハンドガイド式芝刈機により刈り取ること。
- ② 刈り高については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 施工前に監督職員から刈高についての試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ④ 刈回数は天候と芝生の生育状況により変更する。
- ⑤ 刈り取った茎葉を収集しなくてよい。
- ⑥ 施工後には監督職員による立会検査を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

第15条 芝刈(3)

- ① 肩掛け式芝刈機により刈り取ること。
- ② 刈り高については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 施工前に監督職員から刈高についての試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ④ 刈回数は天候と芝生の生育状況により変更する。
- ⑤ 刈り取った茎葉は、監督職員の指定する箇所に運搬処分すること。
- ⑥ 施工後には監督職員による立会検査を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

第16条 芝刈(4)

- ① 肩掛け式芝刈機により刈り取ること。
- ② 刈り高については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 施工前に監督職員から刈高についての試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ④ 刈回数は天候と芝生の生育状況により変更する。
- ⑤ 刈り取った茎葉を収集しなくてよい。
- ⑥ 施工後には監督職員による立会検査を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

第17条 芝刈(5)

- ① 乗用3連モアにより刈り取ること。
- ② 刈り高については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 施工前に監督職員から刈高についての試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ④ 刈回数は天候と芝生の生育状況により変更する。
- ⑤ 刈り取った茎葉はスーパーにより速やかに集草し、監督職員の指定する箇所に運搬処分すること。
- ⑥ 施工後には監督職員による立会検査を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

第18条 芝刈(6)

- ① 乗用3連モアにより刈り取ること。
- ② 刈り高については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 施工前に監督職員から刈高についての試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ④ 刈回数は天候と芝生の生育状況により変更する。
- ⑤ 刈り取った茎葉を収集しなくてよい。
- ⑥ 施工後には監督職員による立会検査を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

第19条 芝生施肥工

- ① 化成肥料(N:P:K=16:10:14)を1m<sup>2</sup>あたり60g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
- ② 使用する肥料の品質については、成分分析試験証明書等を提出し監督職員の承諾を得ること。
- ③ 均一性についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第20条 エアレーション

- ① コアリング式エアレーター・牽引トラクターにより穴あけをすること
- ② コアの深さは地表面から5～10cm程度とし、間隔は5～15cm程度とした上で、全体にムラなく行うこと。

第21条 目土工

- ① 目土の厚みは3mm以上とし、砂質土壌(粒度5mm未満)を使用すること。
- ② とんぼやスチールマットなどを用いて所定の厚さにムラなく均一に十分すり込むこと。

第22条 芝生雑工

- ① 監督職員の指示する箇所の灌水、養生等の作業を行うこと。
- ② 作業にあたっては、普通作業員を基本とし、別途作業日報提出の事。
- ③ 管理上作業員が必要になる場合は、監督職員と調整を図ること。

第3章 低木管理

第23条 低木刈込工(寄植剪定・機械)

- ① 樹種毎の特性に応じ、主に刈り込み機械(ヘッジトリマー等)を用いた刈り込み作業を行うこととし、枝の中すかし等については人力による刈り込み作業を行うこと。なお、刈り込み時期や目標樹形については監督職員の指示に従うこと。
- ② 適正な樹形の維持についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
- ③ 刈り込んだ枝葉は監督職員の指定する場所に運搬すること。

第24条 生垣刈込工(機械)

- ① 高さ2.0m以上の生垣において機械刈りによる刈り込み作業を行うこと。なお、刈り込み時期や目標樹形については監督職員の指示に従うこと。
- ② 適正な樹形の維持についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
- ③ 刈り込んだ枝葉は監督職員の指定する場所に運搬すること。

第25条 ハギ・ススキ刈取工

- ① 刈取り跡が公園利用者に対して危険でないよう根元から刈取ること。
- ② 施工回数・施工時期については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 刈り取った枝葉は監督職員の指定する場所に運搬処分すること。

第26条 低木地除草工(人力)

- ① 人力により抜根除草すること。
- ② 抜き取った草は根に付着した土を除いた後、監督職員の指定する場所に運搬処分すること。

第27条 低木施肥工(人力施肥)

- ① 緩効性粒状化成肥料 N:P:K:苦土=10:10:10:1を1m<sup>2</sup>当たり100g、人力の地表散布により施用すること。
- ② 原則として、花木および生育不良木を施工対象とする。
- ③ 使用する肥料の品質については資料等の提出により監督職員の承諾を得ること。
- ④ 均一性についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第28条 低木雑工

- ① 監督職員の指示により枯損木の撤去、枯枝撤去等の雑作業を実施するものとする。
- ② 監督職員の指示により、低木灌水を実施するものとする。
- ③ 作業にあたっては、普通作業員を基本とし、別途作業日報提出の事。

## 第4章 高木管理

### 第29条 高木強剪定(1)～(5)

- ① 監督職員の指示する樹木を対象とし、樹種の特性に応じた剪定作業を行うこと。なお、剪定期や目標樹形については監督職員の指示に従うこと。
- ② 適正な樹形の維持についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
- ③ 剪定した枝葉は公園利用者等の通行の支障とならないようすみやかに集積し、植物性発生材運搬処分工として運搬処分すること。
- ④ 規格については、数量総括表の通りとする。

### 第30条 高木弱剪定(1)～(5)

- ① 監督職員の指示する樹木を対象とし、樹種の特性に応じた剪定作業を行うこと。なお、剪定期や目標樹形については監督職員の指示に従うこと。
- ② 適正な樹形の維持についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
- ③ 剪定した枝葉は公園利用者等の通行の支障とならないようすみやかに集積し、植物性発生材運搬処分工として運搬処分すること。
- ④ 規格については、数量総括表の通りとする。

### 第31条 高木施肥(1)～(3)

- ① 固形肥料N:P:K=12:6:6を1本当たり(1)は270g、(2)は360g、(3)は450gを人力による壺肥により施用すること。
- ② 使用する肥料の品質については、監督職員の承諾を得ること。
- ③ 規格は(1)  $30\text{cm} < C$ 、(2)  $30\text{cm} \leq C < 90\text{cm}$ 、(3)  $90\text{cm} \leq C$ とする。

### 第32条 高木枯損木処分(1)～(3)

- ① 監督職員の指示する枯損木の伐採について実施すること。
- ② 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、原則として地際より切除すること。
- ③ 伐採した樹木は、枝払いし、一定の長さの切断したあと所定の方法により処理し、跡地はきれいに清掃するものとする。
- ④ 規格については、数量総括表の通りとする。

### 第33条 高木雑工

- ① 監督職員の指示により枯損木の撤去、枯枝撤去等の雑作業を実施するものとする。
- ② 監督職員の指示により、高木灌水を実施するものとする。
- ③ 作業にあたっては、普通作業員を基本とし、別途作業日報提出の事。

## 第5章 林地管理

### 第34条 林地生態刈込工(1)

- ① 肩掛け式草刈機により、地際から刈り取ること。
- ② 自生動植物の生育や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮するため、施工前に刈り残し箇所、刈高の設定等に関する試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ③ 刈り取った茎葉は、監督職員の指定する箇所に運搬処分すること。
- ④ 施工後には監督職員による立会確認を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

### 第35条 林地生態刈込工(2)

- ① 肩掛け式草刈機により、地際から刈り取ること。
- ② 自生動植物の生育や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮するため、施工前に刈り残し箇所、刈高の設定等に関する試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。
- ③ 刈り取った茎葉は、収集しなくてよい。
- ④ 施工後には監督職員による立会確認を受け、不良箇所は手直しを行うこと。

第36条 林地高木枯損木処分(1)～(4)

- ① 一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とし、枯損木の伐採については監督職員と協議の上決定すること。
- ② 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、原則として地際より切除すること。
- ③ 伐採した樹木は、枝払いし、一定の長さの切断したあと所定の方法により処理し、跡地はきれいに清掃するものとする。
- ④ 規格については、数量総括表の通りとする。

第37条 林地伐採工 間伐(1)～(4)

- ① 一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とし、生育不良木等の伐採対象木については監督職員と協議の上決定すること。
- ② 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、原則として地際より切除すること。
- ③ 伐採した樹木は、枝払いし、一定の長さの切断したあと所定の方法により処理し、跡地はきれいに清掃するものとする。
- ④ 規格については、数量総括表の通りとする。

第38条 林地雑工

- ① 監督職員の指示により林地内のつる、クズ等の撤去及びその林床整備を行うものとする。
- ② 作業にあたっては、普通作業員を基本とし、別途作業日報提出の事。

第6章 特殊管理

第39条 リサイクル工

1 堆肥切返し工

- ① 甘樫丘地区堆肥ヤードに於いてバックホウ(排ガス対策型クローラ平積み0.1m<sup>3</sup>級)により堆肥の切返し作業を実施すること。
- ② 切返し時期については監督職員の指示に従うこと。
- ③ 切返し時期にあわせて、堆肥の水分調節も監督職員の指示により行うこと。

2 助剤及び堆肥運搬工

- ① 堆肥作成に使用する助剤(おから、米ぬか、鶏糞等)は、甘樫丘地区堆肥ヤードに運搬し、刈草と攪拌すること。
- ② 助剤の米ぬかについては、刈草の量に応じて必要量を算定し、監督職員と調整のうえ、手配し購入すること。
- ③ 甘樫丘地区堆肥ヤードで作成した堆肥について、監督職員の指示する場所に運搬散布し、耕耘すること。

3 雑作業

- ① 監督職員の指示により堆肥作成に関係する作業について実施するものとする。

第40条 植物廃棄処分

- ① 本工事で発生する芝生刈込、低木地除草、低木刈込、剪定枝、除伐材、林地草刈その他の植物性発生材を、奈良県知事の許可を受けている適切な廃棄物処理業者に自社運搬し、処分を委託すること。
- ② 排出量の証明にはマニフェストのA票及びE票の写しを監督職員に提出すること。
- ③ その他に監督職員から指示があった場合にはそれに従うこと。

第41条 その他

本工事では、公園と隣接する地域市民と円滑な関係を保持する為、境界際を施工する際には、事前に地元総代と連絡調整をおこなうこと。

以上

別表1 提出書類（第5条関連）

	書類名	内容	提出期限	備考
1	施工計画書	年間を通しての施工計画。	契約締結日より7日以内	
2	実施工程表	月毎の予定工程を記入し、1ヶ月毎に実施工程を記入。	契約締結日より7日以内	
3	工事報告書	1ヶ月毎に全工種の出来形を記入。	翌月の5日まで	
4	工事打合簿	発注者と協議する必要がある事項等。	—	
5	施工確認書	日々の施工記録(原則として施工日に監督職員が確認する)。	—	
6	材料確認書	請負者が供給した物品の記録。	供給後遅滞なく	
7	植物性廃棄物発生量報告書	履行上で発生した植物性廃棄物・発生材の量の記録。	翌月の5日まで	
8	工事記録写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルカメラを使用。</li> <li>・原則として各工種について、施工前・中・後というように作業順序に従い撮影。</li> <li>・作業後の写真は、やむをえない事情がない限り監督職員立会いのもと撮影。</li> <li>・発注者が指示した事項についてはその都度撮影。</li> <li>・内容の把握ができるようA4用紙にプリントアウトし、整理して提出。</li> <li>・またデータの原本をCD-ROMにコピーして業務完了後に提出。</li> </ul>	—	
9	安全訓練報告書	1ヶ月ごとに請負者が行う安全訓練等の記録。	翌月の5日まで	
10	出来形完成図	地区ごとに施工数量をまとめた図。	工事完了後直ちに	
11	支給品確認書	発注者が支給した物品がある場合、その記録。	翌月の5日まで	
12	その他監督職員の指示するもの	植物生育状況(開花状況)記録等	指示後、遅滞なく	